

太子町新行政改革大綱（第3次）

I. 基本方針

近年の、地方自治体を取り巻く社会情勢は、想像以上のスピードで変化しているため、自らの責任において社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化し、住民福祉の向上と自立に向けた努力が求められている。

本町においては、これまで社会情勢の変化に対応した行政運営に視点をおき、平成 8 年に「太子町行政改革大綱（第 1 次）」を策定し、続いて平成 12 年に改定を行い、「太子町新行政改革大綱（第 2 次）」を策定し行財政改革を推し進めてきた。

しかしながら、平成 12 年の改定時以降、我が国の経済状況はより厳しい情勢となり、現在の本町の財政状況は、危機的な状況にある。

このため、財政健全化を中心とした「最少の経費で最大の効果」という基本原則に基づき、現実的な目標と 3 年間に実施期間を掲げた新たな大綱を定め、短期間で成果を上げられるよう、より積極的で計画的な行財政改革の推進を図っていくこととする。

なお、行財政改革の推進に当たっては、これが最重要課題の一つであるとの認識に立ち、議会との連携を保ちつつ、全庁的な取組みを進めることとし、住民や関係団体の理解と協力が得られるよう努める。

II. 目標年次

本大綱は、平成 19 年度を目標年次とし、平成 17 年度からの 3 カ年間ににおいて、次の事項について、実施または検討を行う。

III. 取組事項

1. 事務事業の見直し

(1) 事務の効率化

①コスト重視の意識を持ち、全ての事務を見直し、より効率的な事務の執行を図る。

②現行入札制度の透明性及び公平性等を踏まえた検討を行い、改善を図る。

(2) 住民サービスの向上

①平日に限定せず、土曜日、日曜日等に行える住民サービスについて検討する。

②各公共施設の利用促進を図るために、休館日の縮減、利用時間の延長及び窓口サービス業務の拡充について検討する。

③住民からの申請・届出等の処理、公共施設の予約、住民との情報交流など、I T（情報通信技術）を利用した住民サービスの高度化を図る。

(3) 財政の健全化

- ①第4次総合計画における実施計画及び財政計画を常に見直し、歳入確保対策、町債の発行抑制、歳出削減対策及び財政状況の公表を図る。
- ②税、料等の収納において、滞納を発生させないよう期限等の周知、収納率の向上及び滞納整理を図る。
- ③使用料や手数料において、一定の基準を策定し、サービスの提供と受益者の負担の均衡を図り、定期的な見直しを行う。
- ④恒常的な補助金、負担金、委託料等については、経費負担のあり方、公益性、行政効果を検証し、一定の基準を策定し、廃止も含めた見直しを行う。また、サンセット方式の導入について検討する。
注) サンセット方式とは、終期を設定し、評価のうえ継続と判断されない限り自動的に廃止させる制度のこと
- ⑤経済、雇用等の活性化を図り、自主財源を確保するためにも企業誘致にあたっての方策について検討する。

(4) 外部委託の適正化

- ①現行の委託事業の範囲と委託内容の見直しを図る。また、定期的な見直しを行う。
- ②事務事業の見直しに伴い、新たに委託できる事業について検討する。

(5) 自治体間の協力(広域行政)

地方分権が推進され単独の地方自治体で対応できない権限委譲や厳しい財政状況の中で、住民が求めるまちづくりの実現のために、広域行政に対する基本的な情報、取組みを公開し、行財政基盤の拡大強化、行政のより一層の効率的運営が図れる住民本位の広域行政の構築に努める。

(6) IT(情報通信技術)の利用推進

- ①行政運営の手法等にとらわれることなく、ITを積極的に利用した事務処理方法へと見直し、事務処理手順や複数の事務の一括処理など具体的な作業マニュアルを作成し、事務の効率化を図る。
- ②情報に対する職員の処理能力及び管理意識の向上並びに個人情報漏洩防止等セキュリティ対策を図る。

2. 住民参加の仕組みづくり

(1) 住民参加の基盤づくり(広報・広聴機能の充実)

- ①「住民が共に考えられる」基盤づくりを構築するため、行政情報は「公開の原則」のもと、個人情報の保護に留意したうえで徹底した情報の公開を図れるよう広報機能を強化する。
- ②多種多様な媒体を活用するなどの工夫により、住民の意見等を聴く機会を十分

に確保し、かつ、頂いた意見等については迅速に対応していくなど広聴機能の充実を図る。

(2) 行政運営への住民参加

- ①行政運営において、過去の慣習に囚われることなく、住民本位の行政施策を決定するため住民参加を推進する。
- ②行政運営への新たなパートナーとなりうる多様な住民団体や住民層との連携を検討するとともに、自主的に行政活動を支援いただける団体、人材の育成を図る。
- ③男女共同参画プランに基づき、住民参加のもとに男女共同参画社会の構築を図る。

3. 住民に分かりやすい行政運営の確立

(1) 透明性のある行政運営の確立

- ①行政手続制度はすでに導入しているが、行政手続の公正性、透明性及び迅速性の確保のため、自治体を取り巻く諸環境や時代の変化に対応して、全ての事務について常に見直しを行い、事務改善を行う。
- ②行政運営について住民からの疑義や意見等が示されたものにあつては、その説明を十分に行うとともに、一般住民に関わる事項である場合にあっては、その内容を公開する。

(2) 行政関与の適正化

行政が提供できるサービスの量や種類が限定されるため、住民にできることは住民で、地域・NPO・ボランティア等でできることは地域等で、それぞれの役割分担を明確にすることによって、行政関与の適正化及び行政運営の公正性、透明性の確保を図る。

(3) 行政評価システムの導入

住民への説明責任を確立するために行政評価システムを導入し、行政の政策形成の過程を明らかにして、行政の透明性の向上を図る。

注) 行政評価システムとは、行政における施策や事業を多様な観点から客観的に評価して、その結果を次の政策等に反映することを可能とするシステムのこと

4. 行政体制の整備と基盤の強化

(1) 組織機構の再編成と活性化

- ①多様化する住民ニーズに迅速に対応するために、より効率的でスリムな組織の再編を図れるよう日々の業務の点検と事務事業の見直しを行う。
- ②出先機関においても同様の点検を行い、その見直しを行う。
- ③スクラップアンドビルドの原則に基づき、簡素で効率的な、政策課題に対応した組織の確立を行う。

(2) 定員管理の適正化

- ①人件費などの義務的経費の増加は、政策的経費の活用の幅を狭め、財政運営を硬直化させるため、職員定数の適正化に向けた定員管理計画を毎年度見直し、10年間で40人削減する。
- ②職員を有効活用するため、事務の見直し等を図るとともに、定員外職員に委ねる業務の特定を行い、委託化との費用対効果を検討したうえで、職員の適正配置を行う。

(3) 人材育成の推進と知識等の活用

- ①人材育成において、職員研修を継続して実施していくことは欠かすことのできないものであり、実施方法及び研修内容等については、時代の要請に即した能力開発が図れるよう常に見直しを行う。
- ②所属内研修(OJT)については、若年職員の育成に直結するので、その充実を図る。
- ③人事評価システムや行政運営において得られた情報及び各職員・各組織が蓄積している知識やノウハウを統一的に管理する方法を検討し、その活用を図る。

(4) 人事・給与システムの見直し

- ①給与水準については、国、県、近隣市町との均衡に配慮しながら、給与の適正化及び人件費比率の圧縮を図る。
- ②年功序列制度の改善に向け、年功的要素とのバランスを取りつつ、人事・給与システムの見直しを行う。
- ③職員の高齢化対策として、退職勧奨制度の充実、経年型給与体系の見直し、高齢職員の活用方策について検討する。